

日蓮宗世界立正平和運動

中 濃 教 篤

(日蓮宗現代宗教研究所顧問)

世界立正平和運動の幕あけ

昭和二十九年三月、焼津のマグロ漁船福竜丸が、ビキニ水爆実験の「死の灰」をかぶり、乗組員の一人であった久保山愛吉氏が、帰港後死亡するという、いわゆるビキニ事件が発生した。丁度、それから一カ月後に、日本山妙法寺の提唱で、「世界平和者日本会議」が開かれ、海外八カ国の代表も参加して、ビキニ事件に抗議の意を込めた「原水爆禁止平和宣言」を発表した。杉並の主婦たちを中心に、世界から原水爆をなくそうとの叫びが挙げられ、それが原水爆禁止の署名運動に盛りあがってきたのも、その頃からである。日本学術会議が第十七回総会で、水爆実験の中止、核兵器研究の拒否、原子力研究の三原則（公開・民主・自主）を声明したのも、そうした国民世論と関係があつたし、本宗でも、東北その他の地方寺院有志から、宗門として原水爆禁止の運動に起ちあがるべきではないかとの強い要望が聞かれるようになった。そのような宗内世論を反映した形で同（二十九）年十一月二十六日、小松内局は「世界立正平和運動全日蓮教徒大会」の開催を決め、増田管長を先頭に、「世界立正平和」「原水爆禁止」の旗を立て、靖国神社前から神田共立講堂まで、約三千名の檀信徒とともに行進した。この大会で、小松総長は、発願の趣旨を、「宗祖日蓮大聖人の立正安国の大誓願を仰ぐ吾々日蓮教徒は、此の時、此の際、戦争の起らぬよう、惨虐なる爆弾の使用を禁止するため、東西二大陣營の指導者は勿論、世界の識者に向つて、その反省と考慮を促す」と訴えた。大会には、石橋

湛山・椎尾弁匠の講師が招かれ、「平和講演」を行なった。また、この大会では、「吾等日蓮教徒は、生命尊重、文明擁護の精神から如何なる戦争にも反対し、特に原水爆行使の絶滅を期する」など三項目の決議を行なった。これをうけて十二月十六日には、静岡県焼津市で、世界立正平和運動の静岡県教徒大会がもたれ、管長導師による法要のあと、久保田正文・山口喜久一郎両氏による記念講演が行なわれた。いわばこれが、世界立正平和運動の前史であった。

立正平和委員会の成立

このような動きをうけ、翌昭和三十年六月に開かれた第二臨時宗会で、「世界立正平和運動本部規程」が成立した。その第一条には、「世界立正平和運動を行うため、世界立正平和本部を宗務院に設置する」とあり、第二条で、「平和本部総裁は管長、本部長は宗務総長とする」とされた。この年の八月六日、広島で第一回原水爆禁止世界大会が開かれているが、本宗では、午前十時三十分から原爆犠牲者追悼碑の前で、管長導師による追善大法要を厳修するとともに、午後五時半からは、数千の檀信徒が平和公園広場まで太鼓を打って唱題行進を行ない、平和大会を開いた。これには、広島市長、広島宗教学平和会議出席の海外代表などが参加した。

翌三十一年には、本部内に平和委員会の設置がなされ、久保田正文・及川真字・中濃教篤・菅谷正貫・佐藤智雄・立石多真恵の諸氏が委員に推されるとともに、第一回委員会で、久保田正文師が委員長に就任した。

第二回委員会で決定された方針のおもなるものは、平和叢書として、「立正平和とは」「原水爆の恐怖」「立正平和と四海帰妙」「仏性開顕運動」「平和は合掌から」などの発行・企画、祈願活動として、「修法師による『立正平年祈願』の執行、八・一五終戦記念日を期し全国一斉祈願会の挙行」などが決められた。また宗外活動としては、(イ)仏教界全体の運動としてもりあげるため、全日本仏教会等に強力に働きかける。(ロ)原水爆禁止日本協議会との関連を強化し、その運動実践に協力する。(ハ)内閣各政党に働きかけ、国会に本運動を反映させる。および各国元首・国連へのPR運

動の継続や海外へ平和使節並びに布教師の派遣を行なうこと、などを決定した。この平和委員会の成立とともに、各地における立正平和運動地方大会が活発化し、宗の内外でさまざまな反響を呼び起こした。そのあらわれが、昭和三十三年二月に結成された原水爆禁止宗教者懇話会である。この組織には、キリスト教各派、新日本宗教団体連合会、大本教(人類愛善会)、日本山妙法寺、世界立正平和運動本部などが中心的メンバーとなり、のちに全日本仏教会も団体加盟をしている。本宗では、管長が代表委員に、三谷会祥・中濃教篤両師が幹事に選出された。

ところで、昭和三十一年二月、立正平和委員会では、中濃・佐藤両平和委員を派遣して、愛知県小牧基地拡張に関する調査を行なった。この種の調査は、既成仏教教団としては初の試みであった。その結論は、①先ず基地周辺における農民の心痛を知ることが、仏者の責任であるといわねばならない。そのために、あらゆる方法と努力を宗務当局は払うべきである。②基地寺院の問題は、そのまま檀信徒の問題でもある。とくに祖先が眠る墓地が接収され、死後の安住の地すら失われるということは、あきらかに政治以前の問題である。これは仏者として放置すべきでない。③その他、基地対策(妙遠寺のある小牧を中心とした)については、平和委員会において慎重に検討すべきである、というものであった。この調査が縁となり、「小牧基地拡張反対」が宗議会で決議されている。

戦争反省に立つ運動

ところで、昭和三十一年度の宗外活動として特筆すべきことは、同年十月二十五日に東京千代田公会堂で中国人俘虜難者慰霊実行委員会(入谷肇潤会長)と共催した中国人俘虜難者全国合同慰霊祭である。片山哲祭主、増田管長導師のもとで行なわれたこの催しは、戦時中に中国人民を強制連行し、炭坑その他で重労働に就かせて、そのうち七千名余を虐殺したことへの反省懺悔行ともいえるべきものであった。

そのことは、当日の導師追悼文にもしめされている。すなわち、「夫れ惟みるに、日中兩國の歴史的文化的關係は古

くして且つ深きものあり。十有三世紀を距る昔から彼我の交渉は度を重ね、密を加え、所謂同文同種、唇齒輔車の間柄にありしことは兩國識者の齊しく認むるところならん。然るに我が国策の誤るところ伝統の平和を破り、兄弟の親善を書い、遂に戦火を交え、惨禍を極め、あまつさえ中国人民を俘虜となし、その生命を失わしむるに至れり。中国民衆の怒り知るべく、遺族の悲しみ察するに余りあり。まことに慚愧に堪えず陳謝に辞なしといわざるべからず」というのがそれである。

これが縁となり、その殉難者の遺骨を中国へ送還する第七次の遺骨送還奉持団に長瀬貫公師が参加することから、出発にさきだち、昭和三十三年五月、浅草本法寺で、追悼大法要が営まれるとともに、中濃平和委員の仲介で長瀬師に託してつぎのような中国仏教協会宛管長名書翰が送られた。「私は、世界平和を確立し、その文明を擁護し、人類の福祉を増進するには、単なる軍備の縮小でなく、更に進んで軍備を撤廃しなければ、これを達成し得ないものと信じております」と。この管長書翰をうけ、同年九月、全日本仏教会から終戦後はじめの訪中日本仏教親善使節団（高階暉仙団長）が派遣されるにあたり、これに加わった三谷会祥・中濃教篤両師は、北京で趙樸初副会長と懇談を重ね、左のごとき共同声明を発表した。

「我々は、日本仏教徒と中国仏教徒を代表して、輝かしい仏陀の慈光を仰ぎつつ、原水爆禁止と軍備縮小、撤廃に関し、全世界の仏教徒及び全人民に訴える。原水爆の脅威は、日本人民のみでなく全世界人民に共通した重大な問題である。核爆発による空気の汚染、食物の汚染は、そのまま人類の身体に恐るべき影響を与え、人類の子孫にまで及ぶということは科学的に立証されている。このように人類を滅亡に導く核兵器の実験は、即時に禁止されるべきであり、その使用もまた永久に禁止されなければならない。また各国が現有する軍備を一日も早く縮小、撤廃し、国際緊張を緩和すべきである。かくて人類が平和で幸福なる生活を営みうるからこそ、仏陀の精神にかなうものである。ここに日中兩國仏教徒はアジアの仏教徒、世界の仏教徒及び全世界の人民とともに手を携え、原水爆禁止、軍備縮小、

撤廃のために精進することを誓願する」

このような共同声明が既成仏教教団によつて、また国交未回復の社会主義国の仏教教団との間で結ばれたというのは異例のことであつた。

この内容は、今日ますます大きな意味を加えている。同時に、これよりさきの昭和三十一年十一月にネパールで開かれた第四回世界仏教徒会議（世界三十カ国参加）に出席した石川存静平和委員は、平和本部の意を帯し、反対意見を説得して、つぎのような決議を通過させている。「世界のすべての国家及び国民的の平和・友好・親善及び同胞感を強く確立することを目的とし、我々は、全世界の政府及び国民が戦争による破壊を目的とする核兵器及び凡ゆる兵器を破壊することを強く要望する」

また、翌三十二年三月の宗議会は、英国のクリスマス島の水爆実験に反対するとして、「最近、英国は、クリスマス島において水爆実験を行おうとしている。原水爆禁止世界立正平和運動を強力に推進しているわが宗門としては、宗教的立場より、これを看過できない。よつて、日蓮宗宗会は、これに断固反対する」との決議文を笹津海学議長名で採択した。また翌三十三年十月には、ソ連の核実験に抗議する管長名のメッセージをフルシチョフ首相に送つている。

この宗議会決議のあと、新内局のもとでの第一回平和委員会（浜田本悠委員長）が開かれ、山崎海弘本部事務局次長から運動の趣旨徹底の具体策として、①立正平和理念の徹底及び現実批判等に関する文書宣伝、②原水爆禁止及び戦争絶対反対の集団的運動、③平和祈願会及び彼我戦歿死者の追善法会などがしめされた。これら当局の説明に対し、各委員からさまざまな意見・希望が述べられた。

国際運動に関しては、

- ①出版物により世界各国へ立正平和の趣旨を徹底させる。
- ②本年八月、東京で開かれる原水爆禁止世界大会に出席する外国人仏教徒と懇談を行なう。
- ③外国人の来朝を調査し、懇談会の機会を設ける。

国内運動として、

① 国際運動を重視する基礎として、さらに国内運動を充実する。② 各宗の代表者と懇談し、提携して運動を推進する。③ 立正平和運動の理念を確立する。④ 布教師に、平和布教のパンフレットを配布する。⑤ 日蓮宗新聞に平和欄を設けて、毎号立正平和運動の推進文を掲載する。⑥ 婦人・青年の平和運動に対する結果を行なう。⑦ 立正平和運動に対する懸賞文を募集する。⑧ 情報の収集、刊行書類等の調査。⑨ 憲法改正・再軍備・基地問題等について、本宗の平和運動を実施するうえに、肚をきめることが必要。

などが出されている。ここで出されている日蓮宗新聞の「立正平和運動のページ」欄は早速実行に移されているが、その第一号の執筆を担当した中濃平和委員は、そこでつぎのように当時の状況を記している。「とくに重要なことは、(英国のクリスマス島水爆実験に) インドを中心として、セイロン・マレーなどの仏教徒もクリスマス島実験、原水爆実験に強く反対の叫びをあげている。これには、昨年、ネパールで開催された世界仏教徒会議での『原水爆反対決議』が影響していることを見逃し得ない。このネパール大会における提案こそ、世界立正平和運動を展開しているわが日蓮宗からなされたものであることを銘記しておくべきであろう。このような世界の世論は、ついにイギリスの実際を三月から四月に延期せしめ、いまだに実現困難に追い込んでいる原動力である。こうした現実のなかで、本宗の平和運動の占める位置は非常に大きいといわねばならない。だが残念なのは、クリスマス島実験がうんぬんされだした頃、宗内の政変とやらで平和運動も地につかず、何らの意志表示もされなかったことである。たまたま身延で宗会が開かれていたため、宗会の決議がされたに過ぎず、ついに運動とはなりえなかった。こうした点は、宗務当局者の充分反省すべきことではなからうか」と。

こうした宗務当局の一般的風潮は、その後もあらわれては消えの状態が続いたが、増田管長の熱意で立正平和運動の火は燃えつづけた。

その一例をあげて見よう。昭和三十二年八月九日、全日本仏教会・仏教者平和懇談会・立正平和運動本部共催による原爆犠牲者十三回忌法要が増上寺で厳修されたが、それから三日後の八月十二日から東京で開催された第三回原水爆禁止世界大会では、世界二十四カ国の代表約一万名の前で増田管長は議長団を代表して、「私は仏教者として、あの戦争を防止することも、終了させることもできなかった微力を深く反省する。日本の国民は、地球上で再び原水爆の惨禍が再現しないように祈っている。戦争絶滅と軍備の撤廃こそ、私たちの究極の目的である」と挨拶し、参加者から盛大な拍手を浴びた。

唱題平和行進始まる

ところで、この世界立正平和運動は、しだいに各宗務所管内にひろがり、各地で立正平和大会が開かれるようになった。昭和三十二年七月に、富岡市で群馬大会が催され、セイロン大使のホンセイカ氏やオーストラリア平和団体のモーロー代表などが出席したのもその一例である。しかし他面では、これら海外代表を日の丸の旗波で迎えるなどの思想的混乱も、あちこちの大会で見られもした。

そうした地方での盛りあがりを基盤に、特筆すべき実践行動が起きた。それは、「私たちが再び原爆で殺されないために——世界の人々と原爆で殺し合うことのないように」をスローガンとして、竹内泰存師が東京と広島間の唱題平和行進に取り組んだのがそれである。時に山田日真師が管長に就任した年、すなわち昭和三十四年六月のことであった。折しも『立正安国論』進献国諫七百年にあたるということから、山田管長の先導により、広島・福岡・長崎で立正平和大会が開かれた。とくに広島と長崎では、管長自らがそれぞれの原爆病院を訪れ、親しく被爆患者を見舞った。また広島で八月五日に開催された原水爆禁止世界大会に議長団の一人として参加するとともに、翌日には、原爆犠牲者の追悼大法要を奉行した。これよりさきの三月五日、口田宗務総長を先頭に、立正平和運動本部は、浅草方面を中

心に被爆者援護の托鉢を行なっている。この年三月の参議院予算委員会で、岸首相が、ミサイル攻撃に対して敵基地を攻撃することもありうるかと、防御用小型核兵器は合憲であると答弁し、翌年にせまっている日米安保条約の改定に「キナ臭さ」を国民に感じさせていた頃のことである。したがって、安保阻止と国民会議による日米安保条約改定反対の統一行動が数次にわたってくりひろげられ、国会周辺は、文字通り物騒然たるあり様だった時期である。それだけに、立正平和運動といいながら、原水爆禁止は叫ぶものの、運動の中心は「被爆者救援」にのみしぼられる傾向を強めてきた。したがって、日米安保条約改定への対応などは、論議の対象ともならないというのが実情であった。その論拠は一貫して「宗教者らしい独自の運動」の強調にあつた。それと「心の平和」「平和の意志」論がことさらに主張され出しました。この傾向が、昭和四十五年頃からの身延山を中心とした世界連邦運動へと受けつがれて行つた。ここには、既成教団内の運動のもろさが、いかになくしめされている。

立正平和についてのアンケート

ここで、立正平和運動本部が、昭和三十三年十一月に実施したアンケートについて記しておくことも無駄ではないと思う。何故ならば、当時の立正平和運動に対する宗門の受けとめ方の一端が伺えるからである。対象は、支部長(宗務所長)七十三のうち回答者三十九、宗会議員四十一のうち十七、平和委員八のうち五の各聖である。先ず「平和運動の方向について」である。①従来の原水爆禁止運動を中心に目標をしぼつた方がよい(四十五名)、②幅広い運動の方がよい(十一名)。「運動の効果について」、①日本原水協を始め平和団体と同調協力した方がよい(二十六名)、②独自の立場でやった方がよい(十四名)、③他の宗教団体のみと同調協力した方がよい(十九名)。「本部の運動について」、①現在のままでよい(四十一名)、②改めた方がよい(十一名)。これについての論評では、「立正平和運動の方向として、国内諸問題を含めた幅広い運動を展開している団体が政治的、思想的に革新的傾向とみられ、それに同調

することは、立正平和運動そのものが、そのようにみられるという批判であり、平和本部が従来堅持してきた不偏中道の運動方法が圧倒的に支持されているのも、宗教団体の平和運動が、イデオロギーに左右されず、中道をゆくべきであるということを物語っているとみられる。本部の運動を改めた方がよいというのは、さらに積極的にやれ、線香花火的ではならないという意見が多い」とされている。この中道論は、創価学会・公明党などという中道論と違くない。これでは、何が真実かを正法の明鏡にてらして諦^{あきら}らかにするという日蓮的仏法の立場ではないようだ。しかし、こうした傾向が既成仏教教団に強いこともまた真実といわねばならない。だからこそ、つぎのような地方支部の事情が生れるのであろう。ついで「地方支部の概況について」では、①運動の年度方針をたて、実施している(三二)、②支部平和委員会を開催し、その協力を得ている(六)、③運動について管内住職担任が関心をもっている(十二)、となつていて、これについての解説として、「立正平和運動は本部の運動のみでなく、宗門の全国的運動でなければならぬ」との方針のもとに、宗務所単位に運動の支部を設置し、地方の実際に立脚して自主的な運動展開を依頼したが、現在支部設置は四十四であるも、支部活動の実態は前掲の通り低調である。その理由としては次のことがあげられている」として、「地方で平和運動推進の支障点は何か」の解答を記している。①管内が無関心であり不一致である。②宗務所長始め指導者の熱意が乏しい。③平和運動が過激の労組や左翼文化人などに利用されている。④最近の平和運動は幅が広くなつているので、ついてゆけない。⑤平和運動が政治的に利用されている。⑥寺院の環境が保守・反動・無自覚・事大主義・日よりみ主義である。⑦経費の捻出が困難である。⑧平和運動と信仰との結びつきがない。⑨本部からの具体的な指示が少い、というのがそれである。これらについての分析は、「以上を総合してみると、本宗として立正平和運動を推進することに全員が賛成している。これはこの運動が本宗の布教活動、本宗の国際的立場上不可欠であることを示すものである。また今後の立正平和運動は、従来のように他の団体機関と協力提携するが、あくまでも宗教団体の立場を堅持し、特に他の宗教団体と密接な提携をして、不偏の立場で従来の方法による地味な運動を

展開することが望まれている。さらに地方運動の振興を期するためには、本部が積極的、具体的に連絡指示することが熱望されている」と指摘している。いづれにせよ、世界立正平和運動が、上からの運動にとどまり、下でこれを充分に受けとめる体制になりえていなかったことを物語っている。

他団体との協力推進

ところで、今日まで毎年八月十五日の終戦記念日に、東京千鳥ヶ淵墓苑で本宗が修している戦歿者追善大法要は、去る昭和三十五年八月十五日に山田管長が導師で催した「戦歿者慰霊大法要」が引きつがれたものである。それより九日前の八月六日、原水爆禁止宗教者懇話会が主催した、「被爆十五周年記念合同慰霊祭」が虎の門の社会福祉会館で盛大に催された。この会の「経過報告と慰霊祭の趣旨」を中濃平和委員が行なったが、ここに出席した山田管長は、「二度とこういうことは繰り返さない。平和に向って進もう」と決意表明を行なっている。

翌三十六年七月二十五日から四日間にわたり、京都で第一回世界宗教者平和会議が開かれ、海外十二カ国から三十名の代表が参加した。会議の主題は、「軍備全廃・原水爆禁止・核非武装」とされ、本宗からも山田管長・増田前管長・湯川日淳師ら多数が参加し、会議成功のため大きく貢献した。会議では、湯川師が管長代理として、「一九五四年いらい、わが日蓮宗においては世界立正平和運動を提唱し、全宗門をあげて原水爆禁止・戦争反対・恒久平和の実現をめざして努力してまいりました。仏陀の尊い教えに基づき、罪深き三毒の生涯に悩まされている一般大衆の仏性開顕を祈り、この地上に正しい教えによって安定した平和の仏国土を建設せんとされた日蓮聖人の願いの道を、私たちは一途に実現するためにはげんできたのです」と力強い挨拶を行なった。これにつづいて開かれた第七回原水爆禁止世界大会は、東京で二十五カ国の海外代表も参加して開かれ、その宗教者集会で、中濃平和委員が、「日蓮宗世界立正平和運動における被爆者援護活動」と題する活動報告を行なっている。

この頃から、しだいに中国とソ連との対立気運が生まれ、やがてそれが表面化するという国際環境が生じ、その波紋が、わが国の原水爆禁止運動や平和運動にも波及しはじめた。この国際情勢は、立正平和運動にも反映し、三十七年頃に、運動の休業状態が生まれもした。こうした国際情況下と国内での権力側による運動分裂工作のもとで起こったのが、「中外日報」紙による立正平和運動に対する中傷攻撃記事である。この記事に対し、茂田井本部長は、昭和三十九年五月十日発行の「日蓮宗新聞」紙上で、つぎのような抗議の談話を発表した。すなわち、「われわれの平和運動は、もちろん人間として誰でも希求するところの平和を念願して活動をつづけているわけですが、平和への道はしばむものがあるとすれば、それを排除して歴史を正しい方向に向けようと努力するものです。従つてわれわれが置かれている位置は右でもなければ左でもありません」というのが、その趣旨であった。こうした「中外日報」の行動の背景は、前述したような情勢のもと、昭和三十六年十一月に、それまで盛りあがってきた原水爆禁止運動を分裂させる目的で松下正寿氏を中心として、「核兵器禁止平和建設国民会議」なるものが、自民党系・民社党系の一部の人々によつて結成されたという国内事情にあつた。さきに紹介した原水爆禁止宗教者懇話会から新日本宗教団体連合会が脱退するにいたつたのも、やはり同じ背景からであつた。

「折鶴行脚」の成果

そうした攻勢に反発を感じ、運動の停滞に活を入れるような平和運動本部の活動が始められたのは、昭和三十八年の「折鶴行脚」であつた。この年七月に開かれた第二回世界宗教者平和会議は、中ソ対立激化のなかで、両国宗教代表もまじえ、宗教者の立場から、両者の対立を克服して大きな成功をおさめたが、その成果をふまえて九月に開催された第二回日本宗教者平和会議で、被爆者団体協議会との合同会議がもたれ、二団体共催で被爆者完全援護法制定のための全国要請行脚（折鶴行脚）を行なうことが申しあわされた。その決定に基づき、北は青森から東京（立正平和運

動本部が中心)、南は長崎から東京(日本山妙法寺が中心)のコースが決まり、立正平和運動本部は、十月八日から三週間にわたり、茂田井本部長・近江幸正・植坂行雄の両師らが行脚を続けた。その趣旨は、「原爆死者の二十周年を間近に控えて、日本国民は今こそ自らの運命に目を開き、あやまちを再びくり返さずまた他をしてくり返させないために立ちあがる時であると思います。被爆者完全援護法請願の運動は、被爆者の方々を救う道であるとともに、われわれが、われわれ自身の運命を切り開く第一歩でもある」というにあつた。立正平和運動本部は、それにさきだち、七月に開かれた委員会で「被爆者援護法制定請願」の署名運動の展開を決めている。ところでこの「折鶴行脚」は、同時に原水爆禁止運動が分裂の様相を深めていた時期でもあつたことから、原水禁運動が被爆者の気持をわが気持として、分裂を解消して欲しいとの願いを込めたものでもあつた。そうした行動であつたからこそ、全宗門的に反響を呼び、十月八日に盛岡市で開かれた折鶴行脚団歓迎岩手県中央集会では、他階層の人々も多数参加し、各方面に多大の感銘をあたえた。

ところで、この年の五月、南ベトナムのユエで、ゴ・ジン・ジエム政府の仏教徒弾圧に抗議したデモが起こり、ついで六月には、テイク・クワン・ドク師が焼身抗議供養をなし、全世界に大きな衝撃をあたえるという事件が起こつた。これについて、茂田井教務部長は、ゴ・ジン・ジエム政府に対する抗議の談話を発表するとともに、六月二十一日、立正平和運動本部長として、他教派代表とともに南ベトナム大使館に、仏教弾圧を即時中止するよう抗議行動をおこなつた。

ここで、立正平和運動が青年僧侶にあたえた一例を紹介しておくことも大切であると思う。それは昭和四十年八月に、九州博多で催された第四回全国日蓮門下青年結集で、「立正平和運動の姿勢を正すよう当局に強く要望する。日蓮聖人の精神をふまえ、過去の戦争を懺悔して平和を守る」ことなどを盛りこんだ「結集宣言」が発表されていることである。ここには、平和運動が、かつての日本軍国主義による侵略戦争への厳しい反省・懺悔がともなわなければならない

らないという正しい理解がしめされている。それは、しだいに宗務当局が立正平和運動に熱意を失い、社会活動から身を引きつつあることへの警鐘でもあった。その境を昭和四十年代と見ることができ。

平和憲法擁護の見解

ここで、昭和三十九年二月に開かれた平和委員会で、茂田井本部長の諮問に応じて決められた「平和憲法擁護の見解」を記録しておくことが重要だと考え、あえてその全文を掲載しておくことにする。

平和憲法擁護の見解

わが日蓮宗は、昭和三十年以来、全宗門的運動として世界立正平和運動を行なつて来たが、その精神は法華經に示された人間尊重とこれを妨げるものは断乎として否定する日蓮聖人の生涯を貫く主張に基づくものである。その立場からは、たとえ、いかなる言辞を弄しようとも、仏性を持つ全世界の人間を破滅に導くおそれのある核兵器戦争と、戦争の危険な兆候は否定され、克服されなければならないのである。われわれは、地下実験・大気圏外実験を残すとはいえ、人類の生命に悪い影響を及ぼす部分的核実験停止協定が締結されたことを喜ぶものであるが、ラテン・アメリカやアフリカ、とくにアジアにおいて、さまざまな形で国際間の平和が脅かされ、民族の独立が武力によつて妨げられ、そこに核戦争の危険が内在していることに深い憂慮をいだかざるを得ない。これこそ人みな真理にそむき（白法隠没）、鬭争に明け暮れる（鬭争堅固）末法の様相であり、世界立正平和運動は正法に基づいて、その超克をめざすものである。最近、内閣憲法調査会は最終答申案をまとめつつあるが、新聞紙その他の報道によれば、現行憲法を改定すべしとの意見が多く、政府もその方向に沿った改定を考慮しているとのことである。もとより現行憲法には欠点もあり、是正されるべき箇所もないが、このたびの憲法改定の動きの濫觴とその経過を注視するとき、現段階での改定は憲法第九条の戦争放棄の規定を変更する方向に沿つて

行なわれるのであろうことは明白である。不戦平和の現行憲法は、核兵器競争、核戦争の準備が依然として続けられている今日の国際政局の中で、国家エゴイズムによる武力の保持とその行使を否定する高い精神的立場を内々に宣明しているものであり、われわれ仏教徒は、「汝、殺すなかれ」と叫ばれた仏陀の教えにかなつたものとして心からこれを支持しているのである。現行憲法に若干の不便があろうとも、憲法改定が必然的にこの不戦平和の基調を掘り崩すものである以上、われわれは、現行憲法は改定されるべきでなく、擁護されなければならないの見解に立つものである。日蓮聖人の立正安国のご主張は、世界の平和なくして人間一人一人の安心はあり得ないことを明らかにしており、この祖意にしたがわんとするわれわれは、わが国が自前の利害によつて平和憲法を改定し、未法の鬭争堅固の様相に自ら拍車をかけるがごときことは否定されねばならないと信ずるものである。日蓮聖人は、涅槃經の文を引いて、「正法を護持せん者は刀劍弓箭鋒架を持すべし」ともいわれたが、それはあくまで、積尊の慈悲の精神に基づき、「一を殺して万を生かす」という立場に立たれてのことであり、今日、わが国が憲法を改定して、その平和の精神を放棄することは、現下の国際政局の中で、いたずらに国際緊張を増し、核戦争の危険を一段と強化することを意味し、「万を殺して一をも生かさぬ」道へ一步を進める以外のものでないことを指摘せねばならない。今日の情勢の中で、憲法の精神を強く支持し、仏陀の不殺生の精神を生かそうとする方向にはいく多の困難と障碍が予想されるものであるが、われわれは、時流にしたがうより、仏意・祖意にしたがうことが、われわれの責務であることを痛感し、われわれ日蓮教徒一人一人の祈りと発言、行動が世論と人々の覚醒を呼び起こし、世界立正平和の礎石にならんことを自負して以上の見解を明らかにするものである。

これが、見解の全文だが、この見解について、湯川日淳師は、「広宣流布には布教の面からの流布と、世界そのものがその方向に動く、『時』の面からの両面があり、今日平和共存が世界の人々の声になっているのは、『時』が広宣流布に向つて動いているのである。わが国の憲法に戦争放棄がうたわれているのは有力な広宣流布の立場であることを銘

記すべきである。今や軍備全廃が世界の世論になりつつあるが、これは性得の仏性が修得の仏性として開顕しつつある時代ともい得るのである。自衛のための武装という理由から憲法を変えようというのは時代逆行である。政治家がそのような顛倒の考えにおちいつておる時は宗教者がこれを啓蒙せねばならぬ」と全面的支持の談話を「日蓮宗新聞」紙上に掲載している。

立正平和運動の停滞

このように昭和三十年來、各方面にさまざまな影響をあたえてきた世界立正平和運動も、昭和三十五年第八宗会で、独立した本部規程が廃され、宗務院規程のなかに平和本部が位置づけられるようになり、昭和四十年を迎える頃になると、運動はいちじるしく停滞するようになった。その傾向は、同年九月に開かれた平和委員会（望月桓匡委員長）での討議にもよくあらわれている。この時の内局のもとで選任された委員には、これまで真剣に平和問題に取り組んできた委員の多くがはずされたという事実にも照らしても、そのことは明らかであるが、委員会での討議では、平和運動の理念が問題となり、①抽象的な理念だけでなく、具体的な目標をたてる。②平和運動即布教の認識を高めよ。③純粹な宗教運動として地方でも宗務所長、布教師会長が率先して協力できるものにする。④難解な諸問題には研究部門を設ける。⑤社会的平和運動にも協力を、といった点が話し合われたが、結論的には、①過去の実績を検討し、立派なものを継続する。③他の諸団体との提携は、本運動の独自性をそこなわざるかぎり協力する、との二点を確認したに過ぎない。要するに、他団体（原水爆禁止日本協議会などのこと）との協力関係はさける、対社会的な運動から宗内運動へこもるべきだといっているに過ぎない。

だからこそ、護法伝道部のなかにその一部門として名目だけ置かれるという状態を生むと、運動は文字通り開店休業状態に追い込まれた。こうした宗門の現状を憂いて、昭和四十四年二月、宗内有志七十九名は「立正平和の会」結

成総会を開いた。それは、いわゆる草の根から立正平和運動の伝統をうけつぎ、これを盛り上げ、日蓮宗世界立正平和運動本部の活動を側面から援助してゆこうとするものであった。また日蓮教学の立場から立正平和の理念を研鑽し普及することにとめようとの願いのもとに結成されたものであった。そして初代理事長に三谷会祥師が就任した。また、七月には京都立正平和の会が結成された。この年、靖国神社国家護持法案に反対する声明文が、第二十二定期宗会、日蓮宗現代宗教研究所、全国日蓮宗青年会、立正平和の会でそれぞれ採択されて公表された。

立正平和の会は、その後も立正平和の理念についての研究会、シンポジウムを開くなどして、昭和五十八年に「立正平和の理念と実践の大綱」を刊行、全宗門に訴えを起こし、今日にいたっている。

また現在、立正平和の会は、仏・基その他の宗教有志団体とともに「宗教NGO」を組織し、近江幸正師を事務局長におくり、日本における原水爆禁止運動の市民団体の一員として活躍している。